

生産性向上に先進的に取り組む特定施設における 人員配置基準の特例的な柔軟化について

令和6年9月

広島県健康福祉局医療介護基盤課
介護事業者指導グループ

1 人員配置の特例的な柔軟化の要件

特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、次の要件を満たす場合は、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であること」とする。

【要件】

- ・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において必要な安全対策（※）について検討等をしている
- ・ 見守り機器等のテクノロジーを複数活用している
- ・ 職員間の適切な役割分担の取組等をしている
- ・ 上記取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることがデータにより確認されている

※ 安全対策の具体的要件

- (1) 利用者の安全及びケアの質の確保
- (2) 従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
- (3) 緊急時の体制整備
- (4) 介護機器の定期的な点検
- (5) 職員に対する研修

2 人員配置基準の特例的な柔軟化の申請（1）

(1) 申請に当たっては、①見守り機器等のテクノロジーの複数活用、②職員間の適切な役割分担の取組等及び③介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることがデータにより確認するなどの取組の開始後、これらを少なくとも3月以上試行する。

（※ 試行期間中は通常の人員配置基準を順守）

(2) 指定権者に届出書を提出する前に、3月以上実施する試行の前後を比較し、委員会において安全対策や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減が行われていることをデータ等で確認する。

(3) 指定権者に別紙1「特定施設等における生産性向上に先進的に取り組む場合における人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に係る届出書」（以下「届出書」という）を届け出ること。また、別紙1の届出の際、別紙2「特定施設等における生産性向上に先進的に取り組む場合における人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に係る届出書」（調査結果）を添付する。（別紙2に（2）の内容を記載する）

2 人員配置基準の特例的な柔軟化の申請（2）

別紙1 届出書

(別紙1)		令和 年 月 日
特定施設等における生産性向上に先進的に取り組む場合における 人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に係る届出書		
事業所名		
異動等区分	1 新規報告 2 経過報告 3 変更報告 4 終了報告	
施設種別	1 特定施設入居者生活介護 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 3 介護予防特定施設入居者生活介護	
① 以下の i ～ iii の項目の機器をすべて使用 i 入所（利用）者全員に見守り機器を使用 ☐ ii 職員全員がインカム等のICTを使用 ☐ iii 介護記録ソフト、スマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICTを使用 （導入機器） ☐		
名 称		
製造事業者		
用 途		
② 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を実施 ☐		
③ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会（以下「委員会」という。）において、以下のすべての項目について必要な検討を行い、 当該項目の実施を確認した上で、少なくとも3か月以上の試行を実施 i ①の機器を利用する場合における利用者の安全やケアの質の確保 ☐ ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 ☐ iii 緊急時の体制整備（近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等） ☐ iv 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む） ☐ v 業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るための 職員に対する教育の実施 ☐		

④ 3か月以上の試行の実施後、委員会において、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 が行われていることをデータにより確認		
i 介護職員の総業務時間に占める利用者のケアに当てる時間の割合が増加していること		☐
ii 利用者の満足度等に係る以下の指標において、本取組による悪化が見られないこと		☐
ア WHO-5		☐
イ 生活・認知機能尺度		☐
iii 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間が短縮していること		☐
iv 介護職員の心理的負担等に係る以下の指標において、本取組による悪化が 見られないこと		☐
ア SRS-18		☐
イ モチベーションに係る調査		☐
⑤ 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることが確認された 人員配置の状況		
（試行実施前の人員配置） ※常勤換算方式		
利用者（3人）：介護職員（看護職員との合計）	3（人）：	（人）
（試行により⑤が確認された人員配置） ※常勤換算方式		
利用者（3人）：介護職員（看護職員との合計）	3（人）：	（人）
⑥ 過去2年の期間において、行政指導等を受けていないこと。 ☐		
→ 行政指導等を受けている場合において、当該事項について改善していること ☐		
⑦ 柔軟化された人員配置基準の適用後、1年以内ごとに1回の状況報告時点における 人員配置の状況 ※1年以内ごとに1回の状況報告の場合のみ記載する項目		
※常勤換算方式		
利用者（3人）：介護職員（看護職員との合計）	3（人）：	（人）

備考1 ③及び④の要件を満たすことが分る委員会の議事概要及び④の要件に関する各種指標に係る調査結果のデータ（別紙2）を提出すること。
このほか要件を満たすことが分る根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 柔軟化された人員配置基準の適用後、1年以内毎に、④及び⑦の状況について報告をすること（①から③及び⑤の記載は不要）。

備考3 届出内容については、厚生労働省老健局高齢者支援課に情報共有し、本制度の施行状況の把握等を行うこととしている。

2 人員配置基準の特例的な柔軟化の申請（3）

別紙2 届出書（調査結果）

(別紙2)		令和 年 月 日	
特定施設等における生産性向上に先進的に取り組む場合における 人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に係る届出書（調査結果）			
事業所名			
試行の実施期間（3か月以上の実施が要件）			
試行実施期間 令和 年 月 ～ 令和 年 月			
1 タイムスタディ調査（※）5日間の調査			
事前調査時期 令和 年 月		事後調査時期 令和 年 月	
①-1 日中（事前調査） 調査対象人数 人			
類型	直接介護	間接業務	余裕時間 休憩・待機・その他
割合（％）			
調査対象者の業務時間の総和		時間（少数点第1位まで記載）	
①-2 日中（事後調査） 調査対象人数 人			
類型	直接介護	間接業務	余裕時間 休憩・待機・その他
割合（％）			
調査対象者の業務時間の総和		時間（少数点第1位まで記載）	
②-1 夜間（事前調査） 調査対象人数 人			
類型	直接介護	間接業務	余裕時間 休憩・待機・その他
割合（％）			
調査対象者の業務時間の総和		時間（少数点第1位まで記載）	
②-2 夜間（事後調査） 調査対象人数 人			
類型	直接介護	間接業務	余裕時間 休憩・待機・その他
割合（％）			
調査対象者の業務時間の総和		時間（少数点第1位まで記載）	
総業務時間に占める直接介護の時間の割合が増加していることの確認 ☐			
2 利用者の満足度の変化			
事前調査時期 令和 年 月		事後調査時期 令和 年 月	
①-1 WHO-5（事前調査） 調査対象人数 人			
点数区分	0点～6点	7点～13点	14点～19点 20点～25点
人数			
①-2 WHO-5（事後調査） 調査対象人数 人			
点数区分	0点～6点	7点～13点	14点～19点 20点～25点
人数			
調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認 ☐			
②-1 生活・認知機能尺度（事前調査） 調査対象人数 人			
点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～28点 29点～35点
人数			
②-2 生活・認知機能尺度（事後調査） 調査対象人数 人			
点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～28点 29点～35点
人数			
調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認 ☐			

3 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化 調査対象人数 人			
対象期間	（事前）令和 年 月	（事後）令和 年 月	
総業務時間			
対象期間	（事前）令和 年 月	（事後）令和 年 月	
超過勤務時間			
（※）一月あたりの時間数（調査対象者平均、小数点第1位まで記載）			
総業務時間及び超過勤務時間が短縮していることの確認 ☐			
（3の参考）年次有給休暇の取得状況 調査対象人数 人			
対象期間	3の事後調査を実施した月を基準とする直近1年間		
年次有給休暇取得日数			
（※）対象期間における調査対象者の取得した年次有給休暇の日数（調査対象者平均、小数点第1位まで記載）（日）			
4 介護職員の心理的負担等の変化			
事前調査時期 令和 年 月		事後調査時期 令和 年 月	
①-1 SRS-18（事前調査） 調査対象人数 人			
点数区分	0点～7点	8点～19点	20点～31点 32点～54点
人数			
①-2 SRS-18（事後調査） 調査対象人数 人			
点数区分	0点～7点	8点～19点	20点～31点 32点～54点
人数			
調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認 ☐			
②-1 モチベーションの変化（事前調査） 調査対象人数 人			
点数区分	-3点～-1点	0点	1点～3点
仕事のやりがい	人	人	人
職場の活気	人	人	人
②-2 モチベーションの変化（事後調査） 調査対象人数 人			
点数区分	-3点～-1点	0点	1点～3点
仕事のやりがい	人	人	人
職場の活気	人	人	人
調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認 ☐			

備考 詳細については、別途通知（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について」）を参照すること。

3 人員配置基準の特例的な柔軟化に係る取組内容(1)

(1) 介護機器について

「介護機器を複数種類活用」とは、以下に掲げる介護機器をすべて使用することである。

ア 見守り機器（利用者がベッドから離れようしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機器により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう）

イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器

ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するＩＣＴ機器

※ アの見守り機器は全ての居室に設置、イのＩＣＴ機器は同一の時間帯に勤務するすべての介護職員が使用

※ アの見守り機器を居室に設置する際は、利用者のプライバシーに配慮する観点から、利用者又は家族等に必要な説明を行い、同意を得ることとし、機器の運用については、当該利用者又は家族等の意向に応じ、機器の使用を停止するなどの運用は認められる。

3 人員配置基準の特例的な柔軟化に係る取組内容(2)

(2) 職員間の適切な役割分担について

業務内容の明確化や見直しを行い、職員間の適切な役割分担を実施

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（以下「委員会」という）において、現場の状況に応じた必要な対応を検討
(例)

- ・ 負荷が集中する時間帯の業務を細分化し、個人に集中することがないよう平準化する
- ・ 特定の介護職員が利用者の介助に集中して従事する時間帯を設けること
- ・ いわゆる介護助手の活用を行うこと
- ・ 利用者の介助を伴わない業務の一部を外注すること

※ 介護助手の業務内容

食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ごみ捨て等、利用者の介助を伴わない業務を集中的に実施する者を設けるなどの取組

3 人員配置基準の特例的な柔軟化に係る取組内容(3)

(3) 委員会における安全対策等の検討及び取組状況の定期的な確認について

委員会は、現場職員の意見が適切に反映されるよう、管理者だけでなく、ケアを行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等が参画

委員会では、次のア～オの事項を確認しながら、ケアを行う職員等の意見を尊重しつつ、必要に応じて利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組の改善を図り、少なくとも3月以上試行

ア 「利用者の安全及びケアの質の確保」について

イ 「従業者の負担の軽減及び勤務状況への配慮」について

ウ 「緊急時の体制整備」について

エ 「介護機器の定期的な点検」について

オ 「職員に対する研修」について

3 人員配置基準の特例的な柔軟化に係る取組内容(4)

ア 「利用者の安全及びケアの質の確保」について

- (ア) 見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、見守り機器等の導入後の利用者の状況が維持されているか確認
- (イ) 利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討
- (ウ) 見守り機器を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定時巡回の実施についても検討
- (エ) 介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止を検討

3 人員配置基準の特例的な柔軟化に係る取組内容(5)

イ 「従業者の負担の原因及び勤務状況への配慮」について

実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介護機器等の導入後における次の（ア）～（ウ）の内容をデータ等で確認し、適切な人員配置や処遇の改善の検討等を実施

（ア）ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無

（イ）職員の負担が過度に増えている時間帯の有無

（ウ）休憩時間及び時間外勤務等の状況

ウ 「緊急時の体制整備」について

緊急参集要員をあらかじめ設定するなど、緊急時の連絡体制を整備

※ 緊急参集要員は概ね30分以内に駆けつけることを想定

3 人員配置基準の特例的な柔軟化に係る取組内容(6)

エ 「介護機器の定期的な点検」について

次の（ア）及び（イ）の事項を行う

（ア）日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなど
の不具合のチェックを行う仕組みを設ける

（イ）使用する介護機器の開発メーカーと連携し、定期的に点検を実施

オ 「職員に対する研修」について

介護機器の使用法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習、職員間の適切な役割分担（特定の介護職員が利用者の介助に集中して従事することのできる時間帯を設けることやいわゆる介護助手の活用等）による業務の効率化等を図るために必要な職員研修等を定期的に行うこと。

4 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われることの確認について（1）

2の（2）にある、「介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われることの確認」については、3月以上実施する試行の前後を比較することにより、次の（1）～（4）の事項が確認される必要がある。

- （1）介護職員の総業務時間に占める利用者のケアに充てる時間の割合が増加している
- （2）利用者の満足度等に係る指標において本取組による悪化が見られない
- （3）総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間が短縮している
- （4）介護職員の心理的負担等に係る指標において、本取組による悪化が見られない

※ （1）、（3）及び（4）についてはすべての介護職員を、（2）については、全ての利用者を調査の対象とすること。

※ （2）及び（4）の項目の「悪化が見られないこと」とは、試行前後の比較により数値が下がっていないことをいう。なお、数値の低下の要因が試行に伴うものではない事象によるものであることが明らかな場合については当該事象の発生した利用者等について、調査の集計対象から除くことは差し支えない。

4 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われることの確認について（2）

- (1) 介護職員の総業務時間に占める利用者のケアに充てる時間の割合が増加（※）していること
別添 1 の職員向け調査票により、5 日間の自記式又は他記式によるタイムスタディ調査を実施

（※） タイムスタディ調査の結果をもとに、調査対象者全体の業務時間の総和を計算し、また、業務時間の総和について「直接介護、間接業務、余裕時間、休憩・待機・その他」の4類型に分類すること。類型毎に調査対象者全体の業務時間の総和に対する割合（％）を計算し、その結果、直接介護の総業務時間に対する割合が試行前後で増加していることを確認すること

- (2) 利用者の満足度等に係る指標において本取組による悪化が見られないこと
別添 2 の利用者向け調査票によりWHO-5 調査（利用者における満足度の変化）の実施及び生活・認知機能尺度の確認を行うこと。

4 介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われることの確認について（3）

（3）総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間が短縮していること

別添 3 の施設向け調査票により、試行の前後における 1 月当たりの総業務時間及び超過勤務時間を比較（※）すること。なお、試行実施前の勤務状況は、試行開始前の直近の同月又は試行を開始した月の前月の勤務状況とすること。

労働時間の把握については、原則として、タイムカード、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録等の客観的な記録（賃金台帳に記入した労働時間数を含む）により把握する必要があること。

（※）総業務時間及び超過勤務時間は調査対象者の全体の平均（小数点第 1 位まで）を比較

（4）介護職員の心理的負担等に係る指標において、本取組による悪化が見られないこと

別添 4 の職員向け調査票により S R S－1 8 調査（介護職員の心理的負担の変化）及び職員のモチベーションの変化に係る調査を実施

5 その他

○ 指定権者への届出等に係る留意事項

- ・ 指定権者に届出書を提出した後、当該基準の適用に当たっては、指定権者に届け出た人員配置を限度として運用する必要がある。また、当該届出後においても、委員会を3月に1回以上開催し、取組状況の確認を継続して実施
- ・ 柔軟化された人員配置基準の適用後、1年以内ごとに1回、指定権者に届出書を提出
その際、4「介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われることの確認」にある事項について調査を実施し、委員会において、柔軟化された人員配置基準の適用を開始する際に確認した安全対策や介護サービスの質の確保、職員の負担軽減が維持されていることを確認
- ・ 届出した人員配置より少ない人員配置を行う場合には、改めて試行を行い、指定権者に提出
- ・ 厚生労働省が行うケアの質や職員の負担への影響に関する調査・検証等への協力に努める
- ・ 指定権者に届出した後、指定権者から、取り組み内容が確認できる資料（調査票の原本、取組計画や結果が分かる資料等）の提出が求められた場合は、当該資料を提出すること。